

議事日程第四号

令和六年九月十八日(水曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山谷緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原幸子

三十五番	工藤嘉範	三十六番	加藤欽一
三十七番	三浦英一	三十八番	柴田正敏
三十九番	川口一	四十番	鶴田有司
四十一番	鈴木洋一		

出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山谷緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原幸子
三十五	工藤嘉範	三十六	加藤欽一
三十七	三浦英一	三十八	柴田正敏
三十九	川口一	四十	鶴田有司
四十一	鈴木洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 佐竹敬久

副知事 神部秀行

副知事 猿田和三

理事 佐々木薫

理事 丹治純子

総務部長 谷剛史

総務部危機管理監(兼) 菅生淑子

企画振興部長 久米寿

あきた未来創造部長 橋本秀樹

観光文化スポーツ部長 石黒道人

健康福祉部長 高橋一也

生活環境部長 伊藤真人

農林水産部長 齋藤正和

産業労働部長 石川定人

建設部長 川辺透

会計管理者(兼) 今川聡

出納局長 真鍋弘毅

教育委員会教育長 安田浩幸

警察本部長 山本哲也

●議長(北林丈正議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 (朗読省略)

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。

【令和六年第二回定例会(九月議会) 請願文書表

(第一号)は巻末に登載】

●議長(北林丈正議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、十四番宇佐見康人議員、九番島田薫議員、八番瓜生望議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(北林丈正議員) 御異議ないものと認めます。まず、十四番宇佐見康人議員の発言を許します。

【十四番(宇佐見康人議員) 登壇】

●十四番(宇佐見康人議員) おはようございます。自民党会派の宇佐見康人です。

質問の機会をいただき、先輩、同僚の皆様には感謝申し上げます。

県政について、佐竹知事に対して議会の場で質疑できるのは、残り数回となりました。

これまで、何度もこの場で、そして総括審査の場で生意気ながら発言をさせていただきましたが、秋田県勢発展に向けてはもちろん、佐竹知

事の政治的な感性を学ばせていただくという意味でも臆することなく、残り少ないチャンスを活用させていただきたいと思っておりますので、知事をはじめ、当局の皆様には引き続き御指導をお願いいたしまして、通告どおり質問に入らせていただきます。

初めに、秋田県子ども計画の策定について伺いいたします。

令和五年四月一日から児童の権利条約等の精神にのっとり「子ども基本法」が施行され、また、同年十二月に基本的な方針を定めた子ども大綱が閣議決定されました。

国では、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができるように「子どもまんなか社会」の実現に向けて、ようやく本腰を入れ始めてくれたというのが正直な気持ちではありますが、この機会を逃さずに、人口減少、少子化が進む本県だからこそ、より力強い計画を策定し、各種施策に反映させていただきたいと願っています。

既に公開されている、「秋田県子ども計画骨子案」でも当事者を巡る現状が示されていますが、子どもの人数が減少している中で、例えば、児童生徒一人当たりの不登校者数増加傾向や、いじめの認知件数の増加など、一朝一夕では解決できない課題も多くあり、計画の策定に苦慮していることは察しがつきます。

子ども基本法第十条において、都道府県は、子ども大綱を勘案した上で都道府県子ども計画を作成し、都道府県子ども計画が作成されているときは、これらを勘案して各市町村がさらに子ども計画の作成に努めることとされおり、本県の子ども計画が県内市町村の計画策定に大きな影響を与えることになります。

県では、概ね十八歳から三十九歳の若者を想定したアンケートを実施し、七百四十名から回答を得て「秋田県子ども計画策定のための若者意見調査」を七月に取りまとめ、公表いたしました。その中に、恋愛や結婚観を問う設問があり、全体の約四〇%の人が「結婚するためにはお金がかかる」と回答しています。

また、現在結婚をしていない・考えていない方の回答では、約一〇%の方が「収入が少ない」、「結婚資金が足りない」と回答しています。

そして、「将来子どもが欲しい」または「もう一人子どもが欲しい」という気持ちがあるかという問いに対しては、約七〇%の方が「すごくある」、「どちらかといえばある」と回答していますが、約三〇%の方は「どちらかといえばない」、「全くない」と回答しています。そして後者の理由として、約二〇%の方が「子育て、教育にはお金がかかるから」と回答をしています。

近年は価値観も多様化し、必ずしも結婚や出産が前提の価値観を持っているわけでもなく、また、結婚や出産に関して言及すること自体に息苦しさを感じてしまう方がいるのも事実です。しかし、こうした批判を恐れて取組自体を行わなければ、今の子どもたちが大きくなったときにさらなる負担のしかかってしまうだけです。

重要なのは、結婚や出産を考えてはいるが、「金銭的な理由」でそれらを諦めてしまう人たちへの支援は積極的に行い、語弊を恐れずに発信し続けることだと思います。

結婚や出産を促す施策を進めていくのは、社会情勢的にも限界はありますが、一方、例えば金銭的な理由で結婚を躊躇してしまう方や、あと一人の子どもを諦めてしまう方への支援は行っても差し支えないと私は思います。

県はこれまで、若い世代の人たちの賃金向上に向けた各種施策や、所得制限の見直しなどを行ってきました。そうした取組は高く評価していますが、それらはいくまでも間接的な支援であり、結婚や出産の希望をかなえるために後押ししているという力強いメッセージには、必ずしもなり得ていないと感じます。

全国で人口減少が一番早く進んでしまっている本県だからこそ、少々の社会的な批判を恐れずに、行政としてこうした方たちへの直接的財政支援も検討すべきと考えますが、知事の御認識をお聞かせください。

次に、同計画での虐待防止の位置付けについてお伺いいたします。

秋田県では、令和五年四月に、議員発議によって「秋田県子どもを虐待から守る条例」が制定施行されました。また、令和元年度には、秋田県児童虐待防止宣言を発して、県内の児童虐待根絶に向けて、鋭意取り組んでいるところです。

しかし、現状は県が公表しているとおり、児童相談所への相談件数は高いままで推移しています。

子どもの人数が減少傾向にある中では、実質増加とも読み取れることから、宣言にある「根絶」に向けては遠いのではないでしょうか。しかし、これは地域の目が行き届くようになったことや、相談しやすい体制になったことが理由とも考えられますので、今まで見過ごされてきた子どもたちへの支援ができるようになったと考えられることは、虐待の根絶を目指す過程においては前進であると思っております。

児童虐待に限らず、障害者だろうが、高齢者だろうが、男女間であろうが、全ての虐待をなくすために我々人間は努力していかねければならないのですが、いじめや虐待はるか昔から存在しており、その根絶は難しいと考えています。ただ、難しいと言って諦めてはいけけない課題でもありますので、引き続き、根気強く対応に当たっていかねければいけません。

そこで、計画策定に当たり、児童虐待及びいじめへの対応について、県の認識と今後の対応方針をお聞かせください。

さて、私はこれまで一般質問で「子どもの権利関係」についての質問を何度かさせていただきました。また、現在示されていることも計画骨子案でも、基本目標一「子ども・若者が健やかに成長できる環境整備」の中で、「子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」等が施策として挙げられています。

何度もこの場でも述べていますが、児童の権利に関する条約は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の四つの柱から構成さ

れており、地方自治体においても、子ども・子育て施策を進めていく上で基本とすべき指針は、この考え方だと私は信じています。

これまでの「第三次あきた子ども・若者プラン」及び「第三期すこやかあきた夢つ子プラン」の中では、生きる権利、育つ権利、守られる権利に関する取組は積極的に行っていると感じる一方で、参加する権利に関しては、まだまだ足りないと感じます。

知事と若者との意見交換を行ったり、学校を通しての意見表明の場を積極的につくったりするなど、取組としては改善されているものの、これまでの延長線上にある意見表明や参加する権利だけではなく、本県独自の「参加する権利」の確保に向けて取組を進めていただきたいと願っています。

そこでお伺いしますが、現在策定中の子ども計画の中で子どもの権利の位置付けと、参加する権利についての本県の認識をお聞かせください。また、子ども計画の策定に当たり、全国一人口減少が進む本県が、最も先進的な計画をつくるのだ、という意気込みを計画にも反映していただきたいと考えますが、本計画における我が県ならではの、秋田県らしさなどについて、知事の御認識をお聞かせください。

次に、ヤングケアラーへの支援についてお伺いいたします。
秋田県子ども計画の骨子案では、基本目標二「困難を有する子ども・若者への支援」の中で、子どもの貧困対策と併せてヤングケアラー支援の推進を掲げています。

少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境が大きく変化した一方で、家族のことは家族で、という従来の価値観も残っており、ヤングケアラー、ダブルケア、老老介護などの問題が顕在化及び複雑化し、ケアラーへの支援は重要な課題の一つとなっています。

そして中でも、ヤングケアラーへの支援は、子どもの健全な発達及び成長を願う一人の大人として重要な課題であり、これまでも何度も問題提起をさせていただきました。

ヤングケアラーの実態は、対象者によって家族の状況、性別、年代などがそれぞれ異なり多様であることから、その支援の在り方も、複合的かつ多角的に考えていかなければなりません。

自民党派では、昨年度から児童福祉の向上を目指す議員連盟「秋田子ども未来会議」を立ち上げました。今年度は、ヤングケアラー問題の解決に向けて勉強会を重ねており、先日は議員連盟の代表で、栃木・埼玉両県にお伺いし、ケアラー支援条例についての勉強をさせていただきました。

その聞き取りの際に共通していたことは、ヤングケアラー支援で重要なのは「発見、アセスメント、具体的支援」をいかに迅速に行うか、ということでした。

本県でも、学校はもちろん、各市町村、医療機関、福祉事業所、社会福祉協議会との連携をさらに強化し、ケアラーの早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

また、それぞれの県は、発見から支援までのつなぎをより円滑に行うために、各市町村や関係機関へ財政的な支援を含めて行っているのとこのとで、とても大切なことであると感じます。

人口、経済規模、首都圏との距離感、人材の確保など、取り巻く状況は違いますが、本県も同様に、発見から具体的な支援までを迅速に行えるよう、支援体制の強化もさらに進めていただきたいです。

また、両県では普及啓発の事業にも力を入れているとのこと。本県でも、これまでオンラインによる集いの開催、ポスターやカードの配布、セミナーの開催など普及啓発に力を入れて取組を進めていますし、少なくとも私の周辺ではヤングケアラーへの理解と、その支援の必要性を認識してくれた方が増えてきていると実感しているところがあります。

しかし、こうした普及啓発事業にも課題はあります。それは、「自分がケアラーであることを認識していない、また、支援があればその状態から脱することができる子ども」へのアプローチです。どこの自治体で

も、そしてどの施策でも興味がない、関心が低い、またはそうした情報を取得する余裕がない方へのアプローチというのは難しい課題です。

本題とは少しずれますが、イェール大学のペメラ・ウィリアムズ・ピエホタさんの研究におもしろいものがありましたので概略だけ紹介させていただきます。

乳がんマンモグラフィ検査についてのお話です。検査についての優位性を説明する際、「マンモグラフィ検査で早期発見ができれば命が助かる」という簡単な文章と、「マンモグラフィ検査がどのようなものなのかを詳細に書いた文章」の二種類を用意し、被験者に読んでもらうと、もともと検査に興味がある人は詳細な紙を好み実際の検査につながり、もともと検査に興味がなかった人は簡単な文章を読むことで興味をわき検査につながったのですが、逆に、そうした方は詳しい文章を読むことで受診率が下がってしまった、という研究結果があるそうです。興味がない人への詳しい説明は、逆効果でしかないということです。

何を言いたいのかというと、我々が今一番アプローチをしなければいけない対象は「自分がケアラーであることを認識していない、また、支援があればその状態から脱することができる子ども」であり、そうした子どもたちへはもっと簡単にアクセスできるように表現方法に改善しなければ、我々が行おうとしている施策自体を届けることができないのではないかと、ということ。助けを必要としている子どもたちに、気軽に呼びかけるようなアプローチも必要なのではないでしょうか。

そこで健康福祉部長にお伺いしますが、こども計画の策定に当たり、本県のヤングケアラー支援についての考え方、今後の具体的な支援施策の方向性をお聞かせください。また、来年度以降の普及啓発事業に関して、現時点での考えがあればお聞かせください。

次に、スクールソーシャルワーカーの拡充及び育成についてお伺いたします。

これまで私以外にも、加藤麻里議員、櫻田優子議員など、会派の枠を超えてスクールソーシャルワーカーの重要性を訴え、その増員を要望してまいりました。

私が秋田県議会議員になった当初は十名だったスクールソーシャルワーカーも、現在は十四名に増え、また、相談依頼数も増えているとお伺いしています。

先ほど栃木県、埼玉県でヤングケアラーについて勉強をさせていただいたと述べましたが、その中で何げなく「スクールソーシャルワーカーの人数」を聞いたところ、返ってきた答えは想像を超えるものでした。

栃木県は四十二名、埼玉県は百七名のスクールソーシャルワーカーがあり、それぞれ、学校と福祉の橋渡し役となり、必要であればすぐに具体的な支援につなげられるよう取組を進めているそうです。

両県は首都圏とも近く、人材の確保という点では有利なわけではありませんが、それでも現行十四名の本県と比べると大きく差があります。

一方で、人数は多いものの、年間で働ける時間が決まっているため、年度末などの子どもたちが不安定になりやすい時期にすぐに対応できないときがあるなど、勤務体系による課題もあるとお聞きいたしました。

こちらの課題については、本県でも抱えている課題であると秋田県内でスクールソーシャルワーカーをされている方からお伺いしています。

そうした課題に対応するためにも、そして問題を抱えている子どもたちに対して「発見、アセスメント、具体的支援」をより円滑に行うためにも、スクールソーシャルワーカーのさらなる増員、予算の拡充が必要であると思いますが、教育長の御認識をお聞かせください。

また、人員の確保という面では、地方は首都圏に比べて不利な状況にあります。教員退職者の希望者を中心にスクールソーシャルワーカーを確保することはもちろんのこと、本県の福祉充実のためにも、福祉の専門職の育成は重要なことですので、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格取得に対する支援等を講じるべきと考えますが、健康福祉部長の御

認識をお聞かせください。

次に、保育所が抱える諸問題の解決についてお伺いいたします。

今年度、秋田県内の保育所で組織される保育協議会が県と各市に対し、障がい児保育事業補助金の増額と、育児休暇明け入園児のための保育士確保の人件費の支援について、要望書を提出しました。

まず、障がい児保育事業についてですが、秋田県内の各市町村から乳幼児の保育を委託されている教育・保育施設では、特別保育事業として障がい児保育事業を実施しています。

医師からの診断を受けて身体障がい者手帳を交付されたり、専門の施設に通所していたりすれば障がい児保育事業の対象とされ、保育士を加配することができます。

しかしながら、加配するための補助金は、保育士一人を雇用する人件費には程遠い金額であるとお伺いしています。

障がいを持った子どもに適した保育をするためには、経験年数のある保育士を担当させることが必要であり、それに伴い当然、人件費も増加してまいります。

その人件費を市町村から委託されている教育・保育施設が毎年自己負担しなければいけないということは、障がい児保育事業を実施することで施設経営の圧迫となってしまう、将来的に金銭的な余裕がなくなってしまう場合には、障がいを持った子どもたちの保育を受ける権利が脅かされることにつながりかねないということにもなります。

また、近年は医療の発達などにより、障がいがあるうとも社会で生きられる状況が整いつつありますし、検査の拡充などにより、身体のほかにいわゆる精神、ADHD、自閉症、学習障がい、愛着障がいなどの子どもたちも常にいるということを念頭に置きながら、こうした支援システムを考えていくべきです。

対象施設となり、かつ障がい児を受け入れ、主任保育士を配置した上で、地域住民等の子どもたちの療育支援に取り組む場合には国からの加算も

ありますが、障がい児保育事業補助金の支援がなければ、生まれた市区町村で保育園に入れる、入れないという差につながってしまい、喫緊で課題の解決を目指すべきだと考えます。

そこでお伺いしますが、各市町村の障がい児保育の加算状況と、その改善に向けた教育長の御認識をお聞かせください。また、全県で同規模の補助を目指すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、育児休暇明け入園児のための保育士の確保の人員費補助についてお伺いいたします。

長年人材の確保に苦慮している保育業界ですが、例えば十月に入園してくる予定の子どもがいたとしたら、年度途中からの職員確保が難しく、年度当初からの採用となります。その間の給付費はないままの採用となり、各保育所が負担することとなります。

秋田県においても育児休業取得率は上昇しており、教育・保育施設では育児休業明けの年度途中の入所児童が多くなっている中で、慢性的な保育士不足もあり、その時期に合わせて都合良く保育士を採用できない状況が見受けられます。

入所が年度後半になればなるほど、教育・保育施設の負担が大きくなり、今後地域によつては受入れを拒まなければいけない状況にもなりかねません。

保護者が安心して預けられる状況にするためにも、県からの支援も検討すべきと考えますが教育長の御認識をお聞かせください。

次に、秋田港と周辺環境の整備促進についてお伺いいたします。
佐竹知事在職中の大きな功績の一つに、秋田港港湾機能の拡充が挙げられると思います。

これまで、クルーズ船の受入体制の強化、国際コンテナ定期航路の機能強化、秋田港アクセス道路の整備促進、洋上風力発電事業の拠点化に向けた支援の促進など、土崎が地元の人間としては、秋田港の発展に向けて力を入れて取り組んでいただいたことをうれしく思っています。

秋田港は、環日本海地域との貿易においても地理的な優位性が高いことはもちろんですが、近年では、激甚化する災害への対応という観点や、脱炭素化への配慮という観点での整備も求められていると、関係者から伺っております。

そこで建設部長にお伺いします。秋田港の危機対応能力を強化するため、曳船の係留地の整備を早期に実現するとともに、脱炭素に関する取組の一環として、コンテナターミナルのAI化や、自動技術などを組み合わせた整備を進めるべきと考えており、また、再生可能エネルギー関連産業の拠点としての機能を發揮できるように、基地港湾内及び周辺区域の機能拡充を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、秋田県受動喫煙防止条例の経過措置の延長についてお伺いいたします。

令和七年四月以降も、秋田県受動喫煙防止条例の附則第三項にある「経過措置」が継続されるか終了してしまうか、飲食店関係者の方々を中心に注目を集めています。

健康のことを考えれば、受動喫煙の防止は進めていくべきではありませんが、経過措置が設定されてからの五年間には、コロナ禍もあり、必ずしも飲食店にとつては防止策を強化できる環境にはなかったという声も多くいただいております。

また、複数の飲食店に伺ったところ、来年度から経過措置がなくなり、完全禁煙などを選ばなければいけなくなることを知らない経営者の方もまだ多いです。

令和七年四月に秋田県受動喫煙防止条例の「経過措置」の終了が予定されていますが、もし終了されれば、県内の既存特定飲食提供施設のうち、喫煙可能室の届出を行っている飲食店経営者は、店内を完全禁煙にするか、多額の費用をかけて喫煙専用室を設置するか、または親族以外の従業員を解雇するか、いずれかの厳しい選択を迫られます。

コロナ禍や大雨災害、物価上昇等のあらゆる苦難を乗り越え、いま一

度奮起しようとしているタイミングで、この経過措置が終了されてしまつては、さらなるお客様の減少、大幅な客単価の低下、貴重な人材であるアルバイト従業員の雇い止めなど、店舗経営に甚大な悪影響があることを懸念している方もいます。

受動喫煙防止対策は非常に重要な取組であることは承知していますが、経営者がニーズに合わせて、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を目指すべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、県として、各飲食店への制度の周知は十分にできたと認識しているのか。また、経過措置の延長を望みますが、現時点での県の認識をお聞かせください。

併せて、経過措置を終了する場合は、飲食店側が喫煙環境を選択できるように配慮し、環境整備に関する財政的な支援も検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

以上で一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。宇佐見議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、秋田県こども計画のうち、結婚・出産の希望をかなえる財政的支援であります。

「秋田県こども計画」では、本県の未来を切り開く全ての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会を実現していくため、子どもや若者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行うことしております。

現在、若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減するため、住宅取得費や貸借料の一部を助成しているほか、妊婦や子育て世帯に対しては、出産・子育て応援交付金や県独自の祝金の支給を行うとともに、保育料等

の助成や、福祉医療制度などの財政的支援を行っているところであります。

また、若者へのアンケートでは、結婚していない、または、子どもを持たない理由として、「金銭的理由」と並んで、「結婚したいと思う相手に巡り合わないから」、「仕事と育児の両立が大変そうだから」ということが上位に挙げられており、財政的支援と併せて、多様な出会いの機会の提供やライフデザインの支援などを、バランスよく実施することが重要であると考えております。

なお、一時的な財政支援は、結婚や出産に対して、効果がないとは言えないものの、将来を考えた場合、経済環境の改善が極めて重要なものと考えており、例えば、賃金の高い誘致企業や、女性の働きやすい環境を整備している企業などにおいては、結婚する社員が多いということも耳にしております。

新エネルギー関連産業をはじめとした成長産業の誘致や、賃金水準の引上げに取り組み県内中小企業の支援等、総合的な経済基盤を強固にすることが根本的な解決策であると考えており、こうした取組により、若者が秋田で自発的に結婚や出産を選択することができる環境づくりを推進してまいります。

次に、児童虐待及びいじめへの対応であります。

子どもの権利を守り、児童虐待のない社会の実現を目指すためには、児童虐待が潜在化、重篤化することなく、できる限り早期に発見、相談できるように、児童虐待を認知しやすい体制の整備を推進していく必要があるものと考えております。

このため、今年度施行された改正児童福祉法への対応や、秋田県社会的養育推進計画の見直し等を通じ、市町村によるこども家庭センターの設置を促進するとともに、児童相談所と関係機関との連携を強化するなど、引き続き児童虐待の防止に取り組んでまいります。

また、いじめへの対応については、定期的なアンケート調査による早

期発見、実態把握や、いじめを許容しない学校風土の形成に努めておりますが、SNSの普及によりいじめの背景も多様化していることから、社会全体で根絶を目指す必要があるものと考えております。

今後も、道德などの教育活動において、いじめ問題を取り上げるとともに、SNSの適切な利用を含めた青少年の健全育成等について、学校や市町村等と連携した取組を進めてまいります。

児童虐待やいじめの問題は、福祉、医療、教育など様々な分野にわたることから、それぞれの専門家などの意見も十分に反映させた上で、「秋田県子ども計画」を策定してまいります。

次に、子どもの権利の位置付けであります。

本計画では、子どもの権利を保障し、最善の利益を図るため、ライフステージを通して子ども・若者が権利の主体であることを施策の柱として位置付けることとしており、現在、計画に盛り込む取組等の検討を行っているところであります。

また、子どもの「参加する権利」については、意見を表明する機会、及び多様な社会的活動に参画する機会の確保が重要であることから、県では、計画に子どもや若者等の意見を反映させるため、アンケートや子育てイベントにおける意見聴取を行ったところであります。

今後は、いつでも意見を述べるができる場を県のウェブサイト上に設けるなど、子どもが様々な機会を通じて意見表明できる環境を整備することなどを計画に盛り込み、「参加する権利」の確保に努めてまいりますと考えております。

本県には、雄大な自然の中で子どもが伸び伸びと成長できる環境や、歴史と風土に根差した多様な文化的支援、全国トップレベルの児童生徒の学力など、様々な特徴があることから、「秋田県子ども計画策定委員会」の意見も伺いながら、こうした秋田らしさを十分に反映させ、子どもや若者に寄り添った計画を策定し、「子どもまんなか社会」の実現を目指してまいります。

次に、秋田県受動喫煙防止条例の経過措置の延長であります。

健康増進法では、小規模な飲食店は、別に法律で定める日までの間、喫煙可能室を設置できることになっており、先月末時点で保健所への届出数は九百五十一店舗であります。

一方、条例では、親族以外の従業員を雇用する店舗については、喫煙可能室を設置してはならないと規定していることから、来年四月の経過措置の終了後は他の店舗と同様、屋内禁煙とするか、喫煙専用室を設置する必要があります。

昨年九月の県の調査によると、喫煙可能室届出店のうち、従業員を雇用する店舗における経過措置の終了に関する認知度は約八割となっており、条例の施行以降、個別訪問による説明やリーフレットの送付等により、制度の周知は一定程度図られてきたものと考えております。

経過措置の延長については、既に条例に基づき措置を講じている飲食店の不公平感に加え、受動喫煙防止を含む健康づくりに向けた機運の後退も懸念されることから、各分野の有識者からなる検討委員会での意見も踏まえながら、十二月議会までに慎重に検討してまいります。

なお、経過措置が終了した場合の環境整備に関する財政的な支援につきましては、喫煙専用室を設置する際に利用可能な国の助成制度について、引き続き周知を図ってまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（高橋一也君）登壇】

●健康福祉部長（高橋一也君） 私からは、二点についてお答えいたします。

まず、ヤングケアラーへの支援についてであります。

県では、現在策定中の子ども計画に、ヤングケアラー支援を位置付け、実態把握から支援につなげる仕組みを構築することにより、取組を強化することとしております。

支援に当たっては、早期に発見し、関係機関が連携して取り組むこと

が重要であることから、これまで、県民向け普及啓発セミナーや相談援助従事者研修等を実施してまいりましたが、社会的認知度がいまだ十分ではなく、子ども自身やその家族が自覚していない場合もあるため、ケアラーを対象としたオンラインによる集いに若者が集まらないなど、必ずしも支援につながっていないことが課題となっております。

このため、今年度は、ヤングケアラーに特化した集いを開催することにし、具体的なケアラーの事例を示した案内チラシを、中学校や高等学校を通じて生徒に配付するなど、若者の認知度の向上に取り組んでいくところであります。

今後は、こうした取組に加え、ヤングケアラーに関する市町村ごとの福祉の相談窓口を明確化し、早期発見に重要な役割を担う学校や教育委員会と情報を共有することで、必要な支援につながるよう、関係機関の連携体制を強化してまいります。

また、一般の子ども・若者育成支援推進法の改正に伴い、国では、市町村に対し、継続的な実態調査の実施を求めていることから、県としましては、こうした機会に配付する分かりやすいパンフレット等を作成するなど、広報のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、スクールソーシャルワーカーの増員のうち、福祉専門職に係る資格取得への支援についてであります。

福祉分野における有効求人倍率は、概ね二倍を超える水準で推移し、人手不足が顕著になっていくことから、県では、新規就労者の確保や早期離職の防止等を図るため、無料職業紹介事業の実施や福祉の就職フェアの開催、個別相談による就労者の定着支援等に取り組んでおります。

社会福祉士や介護福祉士の資格取得への支援については、養成施設で修学する者に対し、修学に必要な費用を貸し付け、卒業後、県が指定する施設で三年間従事した場合に返還を全額免除する制度を運用し、福祉や介護の現場を支える有資格者の確保に取り組んでおります。

今後も、こうした専門職を育成するため、現場のニーズに応じた資格

取得への支援を行っていくとともに、福祉の仕事の魅力発信や働きやすい職場づくりの促進、ICTの活用による業務の改善など、人材確保対策を総合的に推進し、各種の福祉サービスが将来にわたって安定的に供給されるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

【建設部長（川辺透君）登壇】

●建設部長（川辺透君） 私からは、秋田港と周辺環境の整備促進についてお答えいたします。

秋田港は、全国に先駆けて洋上風力発電の基地港湾として運用されているほか、クルーズ船寄港による県内産業の活性化が図られておりますが、さらなる港湾の利活用を進めるため、頻発する自然災害への対応やカーボンニュートラルの実現に向けた取組等を推進する必要があるものと認識しております。

災害発生時に被災船舶の撤去・処理等に活用される曳船の係留施設については、利用状況に応じて整備の必要性を検討するとともに、コンテナターミナルのAI化などについては、輸送効率や生産性の向上を目指し、国や関係団体による実用化の動向を注視してまいります。

また、再生可能エネルギーについては、洋上風力発電や太陽光発電など、多様な形態があることから、将来の需要に応じたインフラ整備が必要であると考えております。

県としましては、港湾利用のニーズ把握に努めながら、産業振興による県内経済の発展に向けた、港湾機能の強化について引き続き検討してまいります。

私からは以上であります。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 宇佐見議員から御質問のありました、スクールソーシャルワーカーの増員のうち、さらなる予算の拡充と増員についてお答えいたします。

本県でのスクールソーシャルワーカーへの相談件数は年々増加していることから、県教育委員会では、これまで、配置箇所を増やすなど、児童生徒や保護者等の支援に向けた取組を進めてきており、児童生徒数を基にした比較では、本県と栃木県、埼玉県の配置人数に大きな差はないものと捉えております。

こうした中、国の調査における本県の令和四年度の不登校児童生徒数は過去最多となり、不登校や問題行動等に対する、より適切な対応が求められていることから、支援が必要な児童生徒を福祉や医療につながるなど、関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割は、一層重要になっていくものと考えております。

このような状況を鑑みて、今後、スクールソーシャルワーカーによる切れ目のない相談期間の設定や、地域バランスを考慮した配置箇所、適正な人数等について検討を進め、さらなる教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に、保育所が抱える諸問題のうち、障がい児保育事業補助金についてお答えいたします。

障害児の保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態に応じて実施することが重要であり、その受入れに当たっては、専門的な研修を受講した保育士等を配置するなど、受入施設が果たす役割は大きいと考えております。

こうした施設を支援するため、県内の十三市町村では、障害児保育に関する地方交付税を財源とした助成制度を設けており、自治体によって補助金交付の単価や要件に違いはあるものの、地域の実情に即して必要な支援が行われているものと認識しております。

一方で、障害児保育を実施する施設の負担が大きいとの声もあることから、市町村の支援状況や受入施設の実態等を詳細に把握する必要があると考えており、現在、市町村や保育施設を対象に障害児保育に関する調査を実施しているところであります。

県教育委員会としましては、この調査結果を踏まえ、国に対し、その実態に見合った財政措置を行うよう、引き続き要望するとともに、市町村における今後の支援の在り方や取組等について、率直な意見交換を行うってまいります。

次に、保育士に対する人件費補助についてお答えいたします。

市町村が各施設に支弁する施設型給付費については、年度途中からの利用児童数の増加を想定した利用定員に基づく年間の必要経費が賄えるよう、制度設計がされていますが、昨今の育児休業取得率の上昇が施設運営に与える影響については、十分に把握し切れていない状況にあります。

県教育委員会としましては、保育現場の実態に即した効果的な施策を行うためには、現状の把握と分析は重要と考えており、後は関係団体や保育施設等の協力も得ながら、実態の把握に努めてまいります。

また、全県域で少子化が進み、教育・保育施設等を取り巻く経営環境も厳しさを増している中で、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、地域の保育提供体制の構築に責任を負う市町村と共に、今後の教育・保育ニーズの見込み量や、それに対応した方策等を確認し、県としてどのような支援ができるのか研究をしてまいります。

私からは以上であります。

● 十四番（宇佐見康人議員） 何点か再質問させていただきます。

まず、資格取得の支援についてですが、介護福祉士だとか社会福祉士のいろいろな資格取得に対しての補助があるというのは把握しているのですが、その条件として、例えば全額免除されるとしたら、「介護施設で」という枕言葉がついているものが多くて、そういうところに対して、例えば児童福祉施設で三年間だとか、別でつけることはできないものですか。

【健康福祉部長（高橋一也君）】

● 健康福祉部長（高橋一也君） この奨学金制度は、いわゆる介護施設な

どの福祉施設の人手不足を解消として設置したものでありますので、現在のところは、そういった不足感のある施設を対象としております。今後、議員御提案のような児童福祉施設等でもそういったニーズがあるようであれば、対象の拡大について検討してまいります。現在のところ、そういった相談業務を担う人の不足感というのは施設側から伺っております。ませんので、今後とも業界との対話を続けていきたいと思っております。

●十四番（宇佐見康人議員） 実際スクールソーシャルワーカーの方たちとお話をする、年度当初は十分対応できるけれども、後半、財政的な問題と人力的な問題で、なかなか対応するのが難しいときもある。そうしたことを踏まえると、今回の質問は、介護施設での社会福祉士への補助をしてほしいというわけではなく、スクールソーシャルワーカーにつながる取組としての補助を検討してほしいという趣旨だったので、その点に関して、答弁は結構ですが、今後検討していただければと思います。

もう一点ですが、受動喫煙のことにしてお伺いをさせていただきます。先ほど、県内の飲食店の認知度は約八割ということでしたが、県内の飲食店の方に組合を通じて再度アンケートを取っていただいたのですが、そこらも大体知っているのは八割、九割を超えているので、条例自体、あとは経過措置があるのも知っているのです。知っている方は多いのですが、その五年間の経過措置の間で、このコロナ禍の三年間というのが、どうしても金銭的な余裕もなかったし、時間的な余裕もなかなかつくるのが難しかった。せめてそのコロナ禍の三年間、もう一回経過措置を延長してほしいという声が多数寄せられております。実際に先ほど紹介したアンケートの中で、経過措置が終了してしまうと困るという方が大体九割ぐらいますので、そうした方たちのためにも、ずっと続けてほしいというわけではなく、今度の三年間でしっかりと対応するので、何とか延長してくださいというのが趣旨なのですが、そこに関しての健康福祉部長の考えを最後お聞かせください。

【健康福祉部長（高橋一也君）】

●健康福祉部長（高橋一也君） そういった声が多くあるということは、検討会の場等でも伺っております。しかしながら、答弁にもありますように、これまで条例に基づいて既に施設を改修された方に対する不公平感ですとか、あるいは受動喫煙防止そのものを推進していくという大きな目標がございますので、一定程度、この経過措置の五年間は、そういった期間であつたかと思っております。ただし、いろいろな声をいただいておりますので、今の検討会の中で有識者の方々からの意見も伺いながら、十二月議会までに一定の方向性を出したいと思っております。

●議長（北林正文議員） 十四番宇佐見康人議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時五十四分休憩

午前十一時十分再開

出 席 議 員	四十一名
一 番 佐藤光子	二 番 櫻田憂子
三 番 山形健二	四 番 高橋健
五 番 武内伸文	六 番 小棚木政之
七 番 高橋豪	八 番 瓜生望
九 番 島田薫	十 番 松田豊臣
十一番 加賀屋千鶴子	十二番 薄井康司
十三番 佐藤正一郎	十四番 宇佐見康人
十五番 住谷達	十六番 児玉政明
十七番 小山緑郎	十八番 小野一彦
十九番 鈴木真実	二十番 沼谷純
二十一番 加藤麻里	二十二番 小原正晃
二十三番 三浦茂人	二十四番 佐々木雄太
二十五番 杉本俊比古	二十六番 鈴木健太

二十七番	佐藤信喜	二十八番	今川雄策
二十九番	高橋武浩	三十番	石田寛
三十一番	渡部英治	三十二番	北林丈正
三十三番	竹下博英	三十四番	原幸子
三十五番	工藤嘉範	三十六番	加藤鉦一
三十七番	三浦英一	三十八番	柴田正敏
三十九番	川口一	四十番	鶴田有司
四十一番	鈴木洋一		

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。九番島田薫議員の発言を許します。

【九番（島田薫議員）登壇】（拍手）

●九番（島田薫議員） おはようございます。自民党会派の島田薫でございます。

本日、私に一般質問の機会を与えてくださいました先輩、同僚議員の皆様、感謝申し上げます。

また、お忙しい中、私の一般質問の傍聴においでいただきました皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

初めに、看護職員の需給問題についてお伺いします。

本県の看護職員の就業者数は、隔年の業務従事者届の集計結果によると、令和四年末の実人員で一万五千二百六十七人となっており、令和二年末の実人員一万五千三百八十六人から人数にして百十九人、率にして〇・八%減少しています。また、需要と供給のバランスを本県の看護職

員需給推計で見ると、令和六年の需要実人数一万六千八百六十五人に対して、供給数は一万五千七百九十七人と、人数にして一千六十八人、率にして六・三%の不足と推計されています。看護職員は、医療・介護などの現場で、患者さんや利用者さんのために日夜献身的に働いておりますが、慢性的に不足した状態にあり、看護職員の多くは疲弊し、また看護職員の確保ができないために病院において一部の病棟を閉鎖したり、有床診療所において病床を廃止して無床診療所に転換するといったことも起きている状況です。

今後さらに高齢化が進展することが予想される本県において、看護職員の需要は介護施設や訪問看護事業所等を中心に増加を続けることが予想され、先ほど触れた看護職員需給推計では、令和十一年には一万七千二百三十七人となることが見込まれており、令和六年と比べ人数で三百七十二人、率にして二・二%の増加となっています。一方、看護職員の供給数も一定程度は増加するものの、需要数に対する供給数は今後も下回る状態が続くことが想定されています。

従来からの中小規模の病院や診療所、介護施設のみならず、近年では規模の大きい病院においても看護師の確保が困難となっており、看護職員の確保は、今後も県民が安心して医療を受けられるために、早急に解決しなければならぬ課題であります。

看護職員の供給拠点である県内の養成所等は、大学三校、養成所五校の計八校となっています。このうち看護大学三校の総定員八百八十人に対する現員数は九百三十三人と、定員を上回る学生数となっていますが、県内就職率は例年五〇%を切る低い状況が続いており、令和五年度は四五・五%となっています。

一方、看護師養成所五校の県内就職率は、例年八〇%前後で推移しており、令和五年度は八四・四%と高い割合で地域に看護師を供給している状況です。しかしながら、看護師養成所五校の総定員六百三十人に対する現員数は五百二十一人と定員を下回り、ほとんどの看護師養成所が

定員割れとなっています。その中には、学生不足による収支の悪化から、経営困難に陥っている養成所もあるのが現状です。このままでは、高い割合で地域に看護師を供給している看護師養成所の存続が困難となり、地域に看護師を供給できなくなると、地域医療の崩壊につながる可能性がある危機状況です。

県内の看護職員を確保するためには、県内就職率の向上と看護師養成所の定員割れ・経営の改善が必要であります。

看護師養成所の県内就職率の向上については、例えば佐賀県では、養成課程別に定められた運営費補助基準額に県内就業調整率、例えば県内就職率が八〇%以上であれば一・二倍などを掛けて算出しており、長崎県では、県内就業促進を図るため、県内就業率による運営費補助の調整を行うなど、地元に残る卒業生の割合が高い看護師養成所に手厚く支援する仕組みとなっております。このような県内就業率による運営費補助の割増し調整は、県内就業促進を図るために本県においても検討すべき手法であると考えます。

そこで、他県の事例なども参考としながら、県内就職率に応じた運営費補助の調整など看護師養成所卒業者の県内就職率向上のための取組を強化すべきと考えますが、健康福祉部長の御所見を伺います。

本県では、県内就業促進に向け、県内の看護職の求人や医療職種団体、修学資金制度等についてのウェブサイトを作成して、県内外の看護学生等に情報を発信したり、県内看護学生向け説明会の開催や、学生の見学・実習等の受入れを行う病院等に対し経費を助成しているほか、二百床未満の病院や診療所等に就業した場合に返還免除となる修学資金を貸与することにより、県内の需給不均衡の改善と県内定着を推進しているところと見られます。看護師等修学資金貸与制度は、各県で特徴的な取組をしており、石川県や宮城県においては、看護師が特に不足している地域の医療施設に看護師を確保し、地域偏在の解消を図るために同制度を活用しております。

今後、さらなる看護職員志望学生の確保と県内就業促進のためには、修学資金制度を拡充して、地域で看護師として働く意欲がある看護学生が学びやすい環境を整備し、看護学生の増加と県内就業の促進を図る必要があると考えますが、健康福祉部長の御所見を伺います。

次に、看護師養成所の定員割れ・経営の改善についてです。

看護師養成所の定員割れについては先ほども述べましたが、特に由利本荘看護学校の定員割れが顕著であります。同校は三年制看護学校で、一学年の定員は四十人、総学生定員は百二十人ですが、現員学生数は令和元年の百人から令和六年は六十五人に減少しており、率にして四五・八%という大幅な定員割れとなっております。同校では、入学者増対策として、授業料見直し、特待生制度、学内環境整備、電子教科書の導入などを実施していますが、いまだ学生数の増加には結びついていません。収支状況については、収入は学生数に比例しており、支出は人件費がほとんどを占めます。学生数が少ない状況では収支の黒字化は困難な状況です。国家試験合格率は全国平均より高く、卒業生のほとんどが県内就職・地域内就職に結びついている同校が存続するためには、さらなる抜本的な対策が必要であると考えます。由利本荘看護学校以外にも、秋田さらかみ看護学院は総定員百二十人に対して、現員学生数は百一人、秋田県立衛生看護学院看護科は総定員百二十人に対して、現員学生数は百九人といずれも定員割れとなっております。中通高等看護学院も志願者数が減少しており、後期試験を導入して学生数の確保に努めましたが、総定員百五十人に対して、現員学生数は百二十六人と定員割れとなりました。秋田市医師会立秋田看護学校は総定員百二十人に対して、現員学生数は百二十人と、定員割れとはなっていませんが、入学志願者の減少が続いており、その確保が困難になってきているとのことと見られます。

十八歳人口が減少し続ける中、看護師養成所の入学希望者が今後全国的にさらに減少することが危惧されるため、県全体での課題と捉えて、中長期的な改善計画を検討する必要があります。

現在県においては、看護職員志望の学生を確保するために、看護職の魅力発信として、中学校・高校等において、看護の仕事紹介や魅力を伝える講座等を実施しているほか、看護に関するイベントや県内の学校等において、看護師養成所が合同説明会を実施するための支援を行っていること認識しています。また、養成力強化に向けて運営費の助成や、一部の看護師養成所において実習指導者の研修を行っているほか、看護教員及び病院等の看護管理者の相互交流や連携を深めるための支援を行っています。

また、看護師養成所の経営改善に向けた負担軽減策としては、講師の確保が困難な授業科目などについて、養成所間での共通授業を実施するために、遠隔授業の導入による外部講師等の活用などによる負担軽減が考えられ、そのための支援が必要と考えます。

厚生労働省の「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」では、授業は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提に、多様なメディアを利用した遠隔授業を行っても差し支えないこととされている。この「対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられること」とは、具体的には文部科学省の「メディア告示」にある「授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。学生の教員に対する質問の機会を確保すること。」に相当することと考えられ、遠隔授業の実施のためには環境整備が必要となり、そのためには費用負担が伴うことから、一定の支援が必要と考えます。なお、この遠隔授業の環境整備は、将来的なサテライト化にも有用であると考えます。

既に宮城県では、看護師等養成所におけるオンライン学習環境の整備に要する経費を補助していますし、福島県においても、講師の確保が困難となっている授業科目について、養成所間での共通授業が実施できるよう、遠隔教育環境の整備を支援する事業を実施しており、全国で十以上の府県が同様の助成を実施しています。

本県においても、看護師養成所等における遠隔授業の実施に向けた環境整備への支援を行えないものか、健康福祉部長の御所見を伺います。

次に、経営統合やサテライト化について伺います。

内閣府は「地方公共団体向けに大学等のサテライトキャンパス設置」を推進しています。この取組は地方創生の一環として、学生の地方定着や地域の拠点づくりを目的に進められているものであり、看護師養成所をサテライト化することにより、看護学生の卒業後の地方定着と養成所の運営費負担の軽減が図られるものと考えます。

県内においては、二〇一九年に大館准看護学院が閉院しており、全国的にも看護師養成所の閉校が増えておりますが、閉校した養成所の施設をサテライトキャンパスとして活用するべきであると考えます。サテライト化は遠隔授業の活用により講師謝金を減じることができると、看護師養成所の経費を軽減させる可能性があります。日本看護学校協議会の調査によると、看護師養成所中、年間の非常勤講師の謝金で最も多かったのが四百万円から五百万円と七百万円から八百万円であり、この謝金の負担を軽減できる可能性があります。また、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインでは、養成所の教員数の規定がありますが、一定の科目の教員をサテライト側で確保しなくて済む可能性があります。既存の養成所が横のつながりを持ち、必要な施設は残しつつサテライトキャンパスにすることで、看護職を希望する地域の学生の通学のしやすさが確保され、地域医療の維持に貢献することができるものと考えます。

ちなみに、専修学校設置基準の第十三条に、「専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。」とあり、臨地実習や学内演習・実技は対面での授業が必要ですが、総授業時間

の四分の三を超えない範囲で、遠隔授業による講義が可能です。講義や実技演習のほとんどは、サテライトキャンパスで受講し、臨地実習は地元の実習施設の協力を得て、質を担保した教育を行うことは可能です。これからの県内における看護師養成所の在り方として、サテライト化とその前提となる経営統合を検討し、地域医療崩壊を防ぐために、周辺の市町村とも連携して地域における看護職員の確保を図っていただきたいと考えますが、健康福祉部長の御所見を伺います。

次に、災害拠点病院と避難所の機能強化についてお伺いします。

災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能などを有する病院で、各都道府県の二次医療圏ごとに原則一か所以上整備されています。

近年の豪雨や地震などによる被害が頻発化、激甚化、広域化していることを鑑みると、災害拠点病院の重要性がますます高まっています。

二〇一一年の東日本大震災や本年の能登半島地震などの事例を見ると、水、電気、冷暖房、食料、人員、スペースなどの機能を有している災害拠点病院は、被災地の拠点として災害現場で頼りになる存在です。現に東日本大震災の際の石巻赤十字病院や能登半島地震においての中核病院の活動を見れば明らかです。したがって、今後本県における大規模災害の発生に備えるためには、災害拠点病院の機能強化は是非必要であると考えます。

現在、災害拠点病院の要件として「通常時の六割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、三分程度程度の備蓄燃料を確保しておくこと。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。災害時に少なくとも三分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも三分分

の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な井戸設備を含む地下水利用のための設備を整備しておくことが望ましいこと。」とされています。しかしながら、東日本大震災や能登半島地震などの事例を見ると、災害が三日以上に及ぶことは多く、特に透析の維持には大量の水が必要であり、井戸水の利用設備など三日を超えての水の供給確保、燃料の確保、食料の確保、医療材料の確保などを強化するための支援ができれば望ましいと考えます。さらに、「通常時の六割程度の発電容量のある自家発電機等」が災害拠点病院の機能維持に十分なのか検証が望まれます。また、災害時の通信に関しては衛星電話がありますが、既存の一般的な衛星通信は衛星との距離が離れているため、通信速度の低下や遅延が問題点となっており、低軌道衛星を利用するスターリンクなどの新しいシステムの利用も検討が必要であると思います。さらに、災害時には一部の行政機能も拠点病院に展開する可能性も考えられます。そこで、本県の災害拠点病院の現状と機能のさらなる充実強化について、健康福祉部長の考えを伺います。

災害拠点精神科病院は、災害時において、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受入れ、災害派遣精神医療チームDPAATの派遣に係る対応等を行うこととなっていますが、本県では災害拠点精神科病院が未整備となっており、早期の整備が望まれます。

整備が進まない理由としては、設備投資が必要となることや診療報酬上のメリットがないことなどが考えられますが、大規模災害は毎年のように発生しており、今後、県及び他県が被災した際の災害対応力や支援体制の強化が求められています。

災害拠点精神科病院の早期整備に向けた取組状況や課題、今後の対応方針について、健康福祉部長の考えを伺います。

また、我が国において最も高齢化が進展している本県においては、災

害時に高齢者などの要配慮者が自宅に近い避難所に避難することが想定されます。

災害対策基本法施行令では、避難所の指定基準の一つとして、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者すなわち要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」と規定されています。

具体的には、施設内のバリアフリー化、障害者用トイレの設置、空調設備などの施設整備や、実際の運用に当たっては、食料・救済物資の配や夜間の見守りをする運営職員の確保、相談・支援体制の整備などが必要になると考えられます。

一方で、費用負担やマンパワーの確保など、クリアしなければならぬ課題が多岐にわたることも想定されます。

地域の避難所において、要配慮者の円滑な利用を確保するための機能強化が必要であると考えますが、その課題や課題を踏まえた機能強化の方向性について、危機管理監の御所見を伺います。

最後に、災害医療福祉対策における関係機関の連携や訓練について伺います。

災害時には保健医療福祉調整本部と地域調整本部が保健医療福祉活動チームの派遣調整、情報の連携、整理及び分析等の総合調整を行うこととなっております。

昨年七月の本県における大雨災害においては、被災した一部の地域で地域調整本部の立ち上げが遅れたり、立ち上げ後の情報収集等についても、被災地域における市町村との連携や情報共有が十分ではなかったことが指摘されています。具体的には、どの避難所にどのような要配慮者がいらっしやるのか、医療的ニーズの有無などの必要な情報が、被災

地域から地域調整本部に迅速に伝わらなかったことが挙げられます。

また、本年一月一日に発生した能登半島地震における石川県等の被災地に対して、本県としては、石川県、総務省、厚生労働省、全国知事会からの要請に基づき支援準備を進め、県内関係機関とも協力しながら、災害派遣医療チームDMATを計八十一名、日赤救護班を計四十二名、保健師等を計七十二名、災害派遣精神医療チームDPATを計四名、日本医師会災害医療チームJMATを計八十一名派遣しました。

また、本県としてそのほかに秋田県及び県内市町村職員等の行政職員を派遣したほか、アルファ化米やブルーシート等の支援物資を提供しました。

本県では「秋田県災害医療救護活動計画」の改訂中であり、DWAATの配置等、被災者の二次健康被害の予防対応を行うための保健衛生活動や高齢者、身体障害者等の要配慮者に対する福祉支援活動を明記するなど、災害急性期から急性期を脱した後にかけての医療、保健及び福祉の提供について、関係機関相互の連携体制を明確にする予定であると認識しています。

今回の能登半島地震の被災地に対するDMATやJMATなどの保健医療福祉活動チームの派遣においては、派遣体制や装備の不備、出務費の相違が派遣された医師から指摘されています。DMATやDPATは、毎年開催される県総合防災訓練の際に訓練を実施していますが、それ以外の保健医療福祉活動チームの訓練が十分でなく、その充実が望まれます。また、自身がチームの一員として被災地に赴いて活動した経験から、今後本県において、今回の能登半島地震と同規模の災害が発生した場合に備えて、調整本部及び地域調整本部が担う保健・衛生に係る指揮・総合調整機能等を支援するための専門的な研修・訓練を受けた行政の医師や保健師等により構成される応援派遣チームDHEATの整備や、避難所において感染症が拡大したときに備えて災害時感染制御支援チームDICTの派遣体制を整備するなど、本県における災害対応を充実さ

せることが必要であると考えます。さらに、他の都道府県から多くの保健医療福祉活動チームの応援を受けることが予想され、その受入れ・派遣に備えて調整本部及び地域調整本部のコーディネーター機能を確保する必要があります。また、そのような場合を想定した訓練が必要であると実感しました。

災害医療福祉対策における関係機関の連携や訓練の現状、昨年七月の大雨や能登半島地震で明らかとなった課題と今後の対応方針について知事に伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 島田議員の一般質問にお答え申し上げます。

災害医療福祉対策における関係機関の連携や訓練であります。

昨年七月の大雨災害では、浸水被害が生じた中通総合病院にDMATを派遣し、自衛隊と協調して転院搬送の支援を行ったほか、秋田市や五城目町に設けられました避難所にDMATやJMATなどの保健医療福祉チームを派遣しましたが、地域保健医療福祉調整部の立ち上げや避難所アセスメントの遅れなどが課題になったものと認識しております。

今年一月の能登半島地震においては、保健師や保健医療福祉チーム等を派遣し、現地の活動拠点本部への支援のほか、避難所支援や病院への搬送などを行いました。多数の関係機関との連絡調整や情報共有、孤立集落への支援方法や長期化する避難所生活への対応などが課題として明らかになったところであります。

県としましては、これらの災害を教訓に、訓練等を通じて必要な手順を確認し即応力を強化するため、今年度初めて、秋田市を含む県内全保健所、市町村、災害医療コーディネーター、DICT、日本赤十字社等による関係機関合同での保健医療福祉調整本部の訓練を行ったほか、県

の総合防災訓練において、三種町、DWA T、DPA T、県保健所職員等が合同で避難所アセスメントを実施いたしました。

また、五月に実施した県民防災の日の訓練では、男鹿半島の戸賀湾においてDMATの海上輸送を行うなど、孤立集落への医療支援のための訓練も行っております。

今後は、DHEAT、DICTなどの人材育成や体制整備を進めるとともに、訓練については、内容を充実しながら継続的に実施するほか、被災地への積極的な派遣を通じて経験値を高めるなど、各機関の災害対応力の向上と連携体制の強化を図ってまいります。

私からは以上でございます。

【総務部危機管理監（兼）広報監（菅生淑子君）登壇】

●総務部危機管理監（兼）広報監（菅生淑子君） 私からは、災害拠点病院と避難所の機能強化のうち、避難所の機能強化についてお答えいたします。

昨年の秋田市での大雨災害では、高齢者等の要配慮者も一般避難所に避難しており、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえると、改めて受入環境の整備の必要性を認識したところであります。

学校や公民館などの一般避難所に要配慮者を受け入れるためには、多目的トイレや空調設備の整備、バリアフリー化の対応、嚙下食等の備蓄、夜間の見守りを行う人員の配備等を行う必要があるものの、市町村の財政状況等を踏まえると、全ての避難所を一律に整備することは困難であると考えられます。

このため、要配慮者の方々が一一般避難所に避難する場合には、体調などの把握を丁寧に行い、空調設備が整った部屋の優先的な使用や相談支援を行う体制の整備に加え、避難所のうちハード面が一定程度整っている拠点的な施設や福祉避難所、医療施設への速やかな移動など、避難所の適切な運営と機能向上に向け、昨年の大雨災害の検証結果などを市町村に情報提供しながら、受入環境の改善に努めているところであります。

また、大規模災害の発生時における福祉避難所のマンパワーを確保するため、応援職員の派遣等の広域的な支援体制の在り方について、有識者や社会福祉協議会、福祉団体などの関係機関で構成する秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会において検討を進めているところであり
ます。

こうした取組により、要配慮者が一般避難所を利用した場合であっても、様々な状況に対応できるように配慮しながら、避難所の総合的な機能強化を図ってまいります。

私からは以上であります。

【健康福祉部長（高橋一也君）登壇】

●健康福祉部長（高橋一也君） 私からは、六点についてお答えいたします。

まず、看護職員の需給問題のうち、看護師養成所の県内就職率に応じた運営費支援等があります。

県内の看護師養成所は、いずれも八割を超える高い県内就職率を維持していることから、県内就職率に応じ補助額を調整することについては、その効果は限られたものになると考えております。

これまでも、県では、各養成所の運営を支援するため、県内就職率にかかわらず、独自の上乗せ補助により、国が示す標準的な額の一・六倍に相当する補助を行っております。

県としましては、ウェブサイトによる看護学生を対象にした求人情報の発信など、県内就職率の向上に向けた取組に加え、今後は、養成所に比べ低く推移している大学の県内就職率を高めるため、関係機関とも協議しながら、具体的な方策について検討してまいります。

次に、修学資金制度の拡充についてであります。

看護職員の確保対策として、修学資金制度は効果的な取組であります
が、現行の制度では、返還免除の対象となる施設が二百床未満の病院な
どに限定されているため、大規模病院への就職を希望する大学生等には

十分に活用されていない状況にあります。

また、本県では、特定の地域に限らず、県の全域で看護職員が不足し
ており、県内各地の医療機関が実際に募集しても、充足されない状況が
続いております。

こうしたことから、修学資金制度については、病院の規模を限定せず
返還免除の対象にするなど、大学生も含め、より多くの学生に活用され
るよう見直しの検討を進め、県内就業の促進と定着を図ってまいります。

次に、看護師養成所の定員割れ・経営の改善のうち、遠隔授業の実施
に向けた環境整備への支援であります。

オンライン学習環境の整備については、新型コロナウイルス感染症の
流行期において、対面による授業が困難であったことから、専修学校を
対象に令和二年度と三年度に行った補助事業により、県内の看護師養成
所でも遠隔授業を実施できる環境がある程度整備されているものと認識
しております。

こうしたオンライン学習環境を活用し、養成所間で共通の授業を実施
することは、外部講師に係る費用等の負担軽減にも資するものと考えて
おります。

一方で、各養成所のカリキュラムはそれぞれ独自に組み立てられており、共
通の授業を実施するためには、養成所間で授業の進捗度と時間割を合わ
せるなど、様々な調整が必要であります。

こうしたことから、各養成所の遠隔授業の実施環境や、授業の共通化
に対する考えなどを伺いながら、養成所間で遠隔授業を導入するために
必要となるオンラインシステムの整備や、調整を円滑に進めるための
ネットワークづくりへの支援を検討してまいります。

次に、経営統合やサテライト化についてであります。

看護師養成所は、地域医療の維持に貢献しているだけでなく、学生の
地元定着や地域の活性化にも重要な役割を果たしております。

このため、県としましては、各養成所が持続可能で安定的な運営を維

持し、質の高い教育を続けられるよう、支援を継続するとともに、安定的な経営の要となる学生の確保について、看護の魅力を中高生に伝える事業など、県全体の取組を進めているところであります。

今後は、市町村とも連携し、地域活性化の観点も含め幅広い視点から、養成所を効果的に支援する取組について検討する必要があるものと考え、ております。

こうした中で、サテライト化については、学生が身近なところで学べるだけでなく、教員を効率的に配置できるなどのメリットがある一方で、経営主体や統合後の運営方法などの課題があるほか、経営統合には一定の期間を要することから、関係機関から幅広く意見を伺ってまいります。次に、災害拠点病院と避難所の機能強化のうち、災害拠点病院の現状と機能強化についてであります。

災害拠点病院には、国の要綱により、自家発電機や受水槽の設置などの要件を満たすことが求められており、現在、県内十三の病院を指定しております。

要件については、昨今の大雨災害の激甚化等を踏まえ、止水対策や浸水対策が追加されるなど、随時必要な見直しが行われており、各病院が要件に沿った対応をしているところであります。

また、病院自らも、水、燃料、食料、医薬品について、地域の関係団体や業者との協定の締結、市町村からの給水車の派遣などにより、災害時に優先的に供給される仕組みづくりを進めており、要件の一つである三日を超える災害にも対応できる体制の整備に努めております。

県では、厚生労働省と連携しながら、災害拠点病院への実地調査等を通じ、災害時に十分な機能を果たせるよう、必要な助言を行うとともに、発災時は、保健医療福祉調整本部において災害拠点病院の被災状況を確認し、患者搬送の調整を図るなどの支援を行うこととしております。

なお、災害時の通信については、衛星電話により災害拠点病院との連絡を行っておりますが、今後、より良い通信手段について、機能面や費

用面の比較評価を行いながら検討を進めてまいります。

次に、災害拠点精神科病院の早期整備についてであります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時においても精神科医療を提供することができるとされる災害拠点精神科病院を整備する必要性が高まってきており、県では現在、災害派遣精神科医療チームDPAT先遣隊を保有するリハビリテーション・精神医療センターが唯一、拠点病院の指定を受ける意向を示していることから、協議を進めているところであります。

一方で、リハセンにおいて、非常時の給水・電源の確保や、災害発生時における患者の受入れ・搬出体制の整備等の課題があることから、いまだ拠点病院としての指定に至っていない状況となっております。

県としましては、引き続きリハセンと課題解決に向けた具体的な協議を進めつつ、必要な支援、情報提供を行うことにより、拠点病院を早期に整備することができるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

●九番（島田薫議員） 一点再質問させていただきます。

経営統合やサテライト化についてであります。先ほどの御答弁で、関係機関から幅広く意見を伺ってまいりますというお答えをいただきましたが、関係機関が合意するといいますが、前向きであれば、その支援をしていくという理解でよろしいでしょうか。

【健康福祉部長（高橋一也君）】

●健康福祉部長（高橋一也君） 関係機関の皆様からよく意見を伺った上で合意できる方向性があるのであれば、県としての支援も検討してまいりますと考えております。

●議長（北林丈正議員） 九番島田薫議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後十一時五十六分休憩

午後一時三十分再開

一 番	出 席 議 員	二 番	四十一名
二 番	佐藤光子	三 番	櫻田憂子
三 番	山形健二	四 番	高橋健
四 番	武内伸文	五 番	小棚木政之
五 番	高橋 豪	六 番	瓜生 望
六 番	島田 薫	七 番	松田 豊臣
七 番	加賀屋千鶴子	八 番	薄井 司
八 番	佐藤 正一郎	九 番	宇佐見 康人
九 番	住谷 達	十 番	児玉 政明
十 番	小山 緑郎	十一番	小野 一彦
十一番	鈴木 真実	十二番	沼谷 純
十二番	加藤 麻里	十三番	小原 正晃
十三番	三浦 茂人	十四番	佐々木 雄太
十四番	杉本 俊比古	十五番	鈴木 健太
十五番	佐藤 信喜	十六番	今川 雄策
十六番	高橋 武浩	十七番	石田 寛
十七番	渡部 英治	十八番	北林 丈正
十八番	竹下 博英	十九番	原 幸子
十九番	工藤 嘉範	二十番	加藤 鉦一
二十番	三浦 英一	二十一番	柴田 正敏
二十一番	川口 一	二十二番	鶴田 有司
二十二番	鈴木 洋一	二十三番	四十番

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。八番瓜生望議員の発言を許します。

【八番（瓜生望議員）登壇】（拍手）

●八番（瓜生望議員） 自由民主党会派の瓜生望です。

初めに、質問の機会を与えてくださった自民党会派の先輩、同僚議員に感謝を申し上げます。

また、本日傍聴にお越しくださっている常日頃より御指導いただいております地元の皆様にも、この場をお借りして心からの感謝を申し上げます。

佐竹知事が先頭に立ち引張ってこられたこの秋田県政も残すところあと半年となりました。

これまで様々な課題に挑戦され、結果が出たものもあれば、少子化対策のようになかなか思うような結果が出なかったものもあるのではないかと思います。

この最後の任期は知事の発言にもあったとおり、次世代へつなぐ四年にする。

ということ、まさに、知事や先輩方世代が引張ってきてくださったこの秋田県を、次世代である我々世代が引き継ぎ、そして、未来の子どもたちへとつないでいかなければいけないと考えますと、そのことの重大さに、改めて身が引き締まる思いです。

私たちの思いは同じ。

この秋田県をさらに良くして次の世代につないでいくこと。

この思いを共有しながら、一般質問へ入らせていただきます。

初めに、寛容な社会づくりの推進についてお伺いします。

去る七月十一日に小坂町で行われた県民との意見交換会の場において、知事は「この町は金がないんだ。貧乏なんだよ。」と発言をされました。

恐らく知事は「財政規模が小さくて、行政運営が厳しい」旨のことを伝えたかったのだろうと個人的には思っていたのですが、十二日には「財力が弱いことを表現するのに『この町はお金の余裕がない。』というところで止めておけばよかったが、つい『貧乏』と短絡的に使ってしまう不注意だった。」と釈明をされました。

確かにこの表現は、良いか悪いかで言えば良い表現とは言えず、その後知事も反省されていると思いますが、知事にはその人間味あふれる人柄があり、ボキャブラリーも豊富であります。

残された任期は是非これまで以上に県民が笑顔になり、夢が持てるような明るい発言、発信で県民を引っ張っていただきたいと思えます。

先ほども申しましたが、このような発言は決して良いものではないとした上で、確かなことは、誰しもが発言や発信には責任を持たなければいけないことだと思います。

この件に関わらず、SNSが普及した昨今では、公人、著名人の様々な発言や行動のみならず、一般人でも「誹謗中傷」や「行き過ぎた加熱報道・発信」の当事者になってしまっている状況が見受けられます。

先日まで開催されていたパリオリンピックでもそのような事例が多数見受けられたことは記憶にも新しいところです。

事の本質を見ず、想像に近いような主観のみでの発信や、失敗や間違いを起こした人に対する過度な非難など、人権を軽視するかのよう、人々の発信や社会の風潮について、いま一度皆で真剣に考えるタイミングが来ているのではないのでしょうか。

また、県独自でも一定のルールづくりや人権教育を進めることなどにより、県民に呼びかけていくことはできないかと考えますが、多様性に満ちた寛容な社会づくりを進める本県において、このような状況をどう認識され、今後、県としてどう対応していくのか、丹治理事の御所見をお伺いします。

県が「多様性に満ちた社会づくり」を進める方針を打ち出したことは、

大変前向きなことだったと思います。

本県だけではなくありますが、これまでも出る杭を打つ、や、足引っ張り、などは、よく聞く言葉でしたし、実際に目にすることもありました。

また、地域や職場などにおいて、良かれと思って発した何げない言葉が過干渉と感じられ、若い世代にとっては息苦しさを感じ、地元から離れていくという行動につながってしまうケースも少なくありませんでした。

そのような中、最近では、多様性や寛容性などの言葉が世の中にあふれています。

しかし、それらの言葉が持つ意味とは裏腹に、「多様性の名の下に」過剰と思われるような一方的な意見や言動を目にすることもあります。

今後、本気で多様な文化や価値観を認め合う寛容な社会づくりを目指していくのであれば、県民一人一人に対し、様々な考えを認める空気感をさらに一歩踏み込んで作っていく必要があるのではないかと感じます。

県も様々な施策を行っておりますが、短期的な視点だけでなく、長期的な視点でも考えながら、かつ積極的に進めていきたいと思えます。

現在の県民の寛容度の高まりについての認識と、今後いかにしてこの課題解決に向けて進めていくのか、丹治理事のお考えをお伺いします。

次に、スポーツ環境の充実を生かした賑わいづくりについてお伺いします。

八橋公園内に建設される新県立体育館は、二〇二八年の完成後、秋田を代表するスポーツの殿堂となることはもちろん、大規模な全国大会などを誘致するコンベンション施設として、また、数千人規模が収容可能なエンターテイメント会場としてなど、活用の幅が大きく広がること期待されています。

そして、まだ決定したわけではありませんが、新スタジアムも八橋に整備されることになれば、今後、その盛り上がり想像すると一県民として期待に胸膨らむものがあります。

このようにスポーツ施設の新設により、人の流れが新たに生まれるという中において、その流れをいかにスムーズにし、周辺地域への経済波及効果を生み出していくのか、また、日常的に八橋周辺への人流を生み出すことで、日常でも人が行き来する、日常の賑わいと非日常の賑わいの融合を同時に考えることが必要ではないでしょうか。

県庁や秋田市役所をはじめとする官庁街。民間企業も多数集まるオフィス街。常日頃から人が集まる土地柄でありながら、これまでこの優位性を生かすことができていなかったのではないかと個人的に感じていました。

その一つの要因には、公共交通の接続の悪さが挙げられるのではないのでしょうか。

県都秋田市の公共交通は、主にJR線とバス路線が中心で、JR線が集まる秋田駅を中心としてそこから市内各所へとバス路線が走っていますが、市内の移動に関しては少々不便なケースもあり、移動の中心は自家用車が多くなっています。

また、新県立体育館が完成し、プロバスケットボールをはじめとして様々な活用が期待され、市内に限らず、県内外から多くの人が来場し、移動することを考えると、ストレスなく会場に訪れることができるのか、また、試合や興行等が終わった際に市内外で秋田を満喫してもらえるのかなどの不安があります。

日常の賑わいと非日常の賑わいを創出するためにも、中心市街地や周辺市町村へと続く公共交通の在り方をいま一度考え直してみることは、これからの秋田県全体の発展を考える上でも重要なポイントになるのではないのでしょうか。

八橋運動公園のスポーツ施設整備が始まるこのタイミングを好機と捉え、県が中心になり秋田市や周辺市町村、交通事業者と共に、スポーツ施設を中心とした賑わいの創出に向け、これからの公共交通の在り方の方向性について検討してみても考えますが、知事の御所見をお伺いし

ます。

ここ数年は全国各地でもスタジアムやアリーナの建設が進んできています。

昨今のスポーツや競技場に関する考えはこれまでと一変し、いかにしてスポーツを持つエンタメ性の非日常としての価値を上げつつ、日常の中でその施設をどのように活用していくかについても重要視している施設が多くなっています。

その一例としては、北海道のエスコンフィールドや長崎県の長崎スタジアムシティがあります。

これらの施設や施設周辺には様々な飲食店やアクティビティ、ホテルやオフィスなどが併設されているため、プロスポーツの試合がない日でも人が行き交う設計になっており、スポーツが日常にうまく溶け込み、地域の賑わいを生み出している事例が多く見られます。

全国的にも街中にアリーナやスタジアムが建設されている流れの中、本県の新県立体育館の建設地は秋田市のだ真ん中、八橋運動公園内にあります。

これだけ恵まれた場所にこれだけの環境が存在しているのは、強みではないでしょうか。

この強みを最大限活用するためには、先ほどの公共交通によるアクセスの向上を図っていくというのも一つのポイントでありますし、それと同時に、これらの施設環境を生かしたまちづくり、賑わいの創出というのも併せて大変重要であると思います。

県民にとってワクワク感や期待感は、秋田に住む上での大きなインセンティブとなります。

新県立体育館という今後数十年間使用される秋田を代表する施設を作るといふこのタイミングだからこそ、公共施設整備と併せ、まちに彩りを与えることが重要です。

スポーツが持つ力を今こそまちの賑わい創出のために最大限生かして

いく必要があると考えます。

八橋運動公園の管理やまちづくりについては、秋田市が主体となって取り組むべきものではありませんが、山王、八橋地区の交流や賑わいの創出の核となる新県立体育館を建設する県としても、施設の効果を最大化するため、この機会に他地域の事例や民間事業者の意見を参考にしながら、秋田市と共に知恵を出し合いながら、公園周辺の賑わい創出に向けた将来ビジョンについて話し合いを進めてみてはと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、持続可能な公共交通の実現についてお伺いします。

全国的にも人口減少というフェーズに入った今、各種産業分野においても人材確保が喫緊の課題となっております。

持続可能な公共交通を考える上では、ドライバーの高齢化や人手不足の深刻化から、地域を支える公共交通や民間運送事業者のサービス維持が困難な地域も出てきている状況にあり、私の地元潟上市を通るバス路線でも企業側の人員不足のために大幅減便になったという事例もありました。

また、本県のように公共交通の整備が脆弱な地域では、高齢ドライバーの操作ミスによる交通事故の発生や、自家用車で移動できない高齢者や若者などの増加といった課題が深刻化しています。

このような地域事情を鑑みると、たとえ公共交通を支える人材が少なくなつたとしても、地域の足を確保していくことが重要で、この確保なくして便利に住めるまちを維持していくことはできないのではないかと考えます。

以前も一般質問で取り上げましたが、私はこの課題の根本的な解決には、改めて自動運転技術の導入を一日も早く実現させることが必要ではないかと思っております。

とはいえ、まだ技術として確立しているわけではなく、知事からも「雪国の荒天時においても有効に機能するセンサー技術に加え、GPS

やAI等による自動運転システムの開発が求められており、最新の技術を駆使しても現時点で早期の実現は難しい」等の答弁をいただいたのがちょうど二年前です。

その後、技術の進歩もあり、一部の自動運転事業者からは降雪時のデータを取るための実証運行をしたい旨の依頼が県内自治体にあったと伺っております。

確かに技術が確立されてからの導入が確実なのかもしれませんが、課題先進県である本県が、課題解決のフィールドとして全国に先駆けて一緒に技術を確立させ、一日も早い導入を目指していくことができれば、本県の持続可能な公共交通にも寄与し、県民生活の向上にもつながるものではないかと考えますが、本県においての積極的な実証実験の実施や支援等について、知事の御所見をお伺いします。

次に、風力発電事業についてお伺いします。

本県沖で今後、次々と事業がスタートしていく計画の洋上風力発電は、既に運転を開始している能代港・秋田港の洋上風力発電所をはじめとして、二〇二八年には「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、能代市、三種町及び男鹿市沖」、二〇二九年には「八峰町及び能代市沖」、二〇三〇年には「由利本荘市沖」と計画されており、この総発電量は本県沖だけで二百万キロワット以上、一般家庭約百五十万世帯分をカバーできる量になる見込みです。

本県の世帯数が約三十八万五千世帯ですので、いかに大きな地域をカバーできる発電量かということが分かります。

秋田県が全国に先駆けてリードする洋上風力発電は、本県の未来にとって大変明るい希望の光であり、公表されている各発電事業者の公募占用計画要旨を見る上では、関連産業や地域経済波及効果など、地域活性化につながる計画だと感じています。

先日、県内で風力発電の施工や保守事業を行っている事業所を視察させていただきました。

お話を伺う中で、今後、洋上風力が本格化していく中、工事に必要な機械・設備の大型化は避けて通れず、それらの設備や機械がなければ今後、洋上風力の仕事を継続的に受注できなくなることを危惧されておりました。

本県は風力発電のトップランナーであり、産業、教育、行政が一丸となり、全国や世界に打って出る企業の育成をすべきと考えます。

外貨を獲得してくる企業が増えていくことは、県内経済の活性化につながります。経済の活性化はすなわち、本県の最大の課題でもある人口減少の改善に結びつくものであると強く認識をしています。

しかし、その実現のためには、今、積極的に風力発電関連事業に挑戦している企業が、次の一步を踏み出していける状況をつくらなければいけません。

人材、機材、資金をはじめとした、企業の経営、そして企業が大きく育つときには様々なハードルが存在します。それら全てを行政が支えるというのは不可能ですが、様々な角度からバックアップをしていくことは可能だと思えます。

風力発電関連事業への新規参入支援もさることながら、今現在、風力発電関連事業に取り組んでいる企業のステップアップに対する支援も不可欠と考えますが、現状の認識とこれからのバックアップ体制の方向性について、産業労働部長にお伺いします。

第二期秋田県新エネルギー産業戦略の下期重点プロジェクトを推進していくためには、各事業者の努力はもちろん重要ですが、民間事業者だけでなく、それらの仕事が円滑に進めていけるように、行政側の協力も大変重要になってくるものと思えます。

県も推進しているO&M事業への参入を進めていく上において、この業務をスムーズかつ安全に行っていくためには、複数の風車メーカーに対応し得る技術の習得と蓄積、そして人材の確保と指導体制づくりをしていくことが重要であり、加えて、受注した仕事をスムーズに行える体

制づくりも必要です。

大型化している風車本体を施工または修理するためには、それに合った大型特殊重機が必要になります。

そしてその大型特殊重機が作業現場に向かうためには公道を走るしか現場に入る方法がありません。

特殊車両のため、これには行政の許可が必要になりますが、なかなかハードルが高く、許可が下りるまで結構な日数を要した事例も多くあったようです。

発電事業者は風車の建設に当たってはスムーズに施工したいでしょうし、メンテナンスに当たってはなるべく風車の稼働は止めたくないというのが実情でしょうから、そこに県内事業者がすぐ対応できなければ今後の取引に影響していくことは容易に考えられることです。

風力発電関連事業者を支援するということは、こういった行政側の理解とサポートも含めての話であると考えますが、特殊車両許可手続に關してこのような声が挙がっていることに対する現状認識と今後の手続迅速化の可能性について、建設部長にお伺いします。

次に、洋上風力発電事業者が示す、地域貢献活動等の実現性についてお伺いします。

洋上風力発電事業者が提出した公募占用計画要旨には、地域との共生・振興策や地域経済波及効果等の概要が示されています。

これは協議会での意見を取りまとめた上で、発電事業者が計画に落とし込んでいけるものと認識をしています。

地元潟上市の海域でも二〇二八年度には洋上風力発電所が運転を開始する予定になっており、この事業者が提出した公募専用計画の要旨にも「地域資源たる風・海の恩恵を基に、県内企業と稼ぐ産業の基盤を共創し、持続可能な地域社会を実現」と明記されています。

ここに記されたものを見る限りでは、経済効果等も数千億円単位の計画になっており、地元に住む私たちとしても、この洋上風力発電事業の

追い風に乗って、地域産業の活性化を夢見てしまします。

しかし、本格的な事業開始はこれからではあるとしても、記されている内容を実現させていくためには相当な準備も必要ではないかと思いますが、いまだ具体的な動きもないとのことです。

地域においても、そして本県においても洋上風力と共に共存し持続可能な発展を目指す上で、これらの計画が絵に描いた餅にならないように、この事業者に対して、誰が、どのように地域貢献活動の進捗状況や成果の確認をしていくのかを明確にすべきと考えます。

地域共生策の決定と実施について、各自治体と事業者の現状の関係性を考えれば、私はその役割は県が担っていくことで円滑に進めていけるのではないかと考えますが、地域貢献活動の進捗管理の在り方に対する県としての現状の認識と今後の関わり方について、知事の御所見をお伺いします。

洋上風力発電事業は国を挙げての大きなプロジェクトだからこそ、スタート時に仕組みづくりをしておくことが大切であると思えます。

現在、事業開始に向けて準備が進んでいる「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」など、本県沖で事業が計画されている四海域のうち三海域は複数自治体にもまたがっている状況です。

先日の地元紙の報道にもありましたが、私も固定資産税や共生策の原資となる基金の市町村間の配分についてどう折り合いをつけていくのかということに危惧しておりました。

陸地部分に関しては、境界も決まっております、自治体間にもまたがって建設される場合には都道府県知事の裁量で配分が決められるとされておりますが、海上に関してはこれまで境界が定められていない状況にあります。市町村の担当者にもお話を伺いましたが、これから関係市町村の話し合いをして境界を決定していくことしかまだ定まっていらないとのことでした。

固定資産税については、総務省が各自治体間で調整するものと示して

はいるようですが、それぞれの市町村は規模も違いますし、また、考え方や捉え方も市町村間で違うのではないかと感じます。

そこで提案ですが、各市町村の意見は尊重されるべきではありますが、その調整役として、県がある程度の方向性を示した上で議論を進めていくことはできないでしょうか。

今後ますます増えていく洋上風力発電事業ですから、その事業計画全体を把握し、調整、助言等を行っていくのが誰なのかを明確にした上で、この事業を進めていくべきではないかと考えますし、ここでスムーズに議論が進んでいく仕組みづくりをすることは、今後の事業を進める上においても良いモデルケースになるのではと考えますが、固定資産税や共生策の原資となる基金の市町村間の調整に対する県としての関与の考え方と今後の方向性について、知事の御所見をお伺いします。

次に、森林環境譲与税の活用についてお伺いします。

令和五年度に全国に譲与された森林環境譲与税は、都道府県分で約六十億円。そして市区町村分で約四百四十億円。総額で五百億円の配分となっております。また、本県分として一億四千七百万円、市町村分として十億八千万円が配分されており、秋田材の販促事業、森林・林業雇用対策事業、再造林拡大事業の財源として使われています。

本県のような広大な森林面積を持つ自治体にとっては大変重要な財源の一つとなっております。この配分額の算定基準は人口割の部分も大きく、令和六年度から基準が見直されたものの、まだまだ十分な見直しとは言えず、さらなる改定について今後知事からも国へ強く働きかけていただきたいと思えます。

本県及び市町村は、この森林環境譲与税を活用して各種事業を進めていますが、都心部の自治体や森林面積が少ない自治体はその活用方法がなかなか見つからず、とりあえず基金に積んでいるという状態の自治体も複数あるという話を伺うこともあります。

私はここに一つのチャンスがあるのではないかと考えます。

森林環境譲与税の使い道としては、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされ、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に用いることとされています。

さきに述べました譲与税の使途を踏まえれば、本県木材の利用を提案したり、森林体験学習等で生徒児童に本県を訪れてもらうなど、他自治体に様々な提案をできる可能性があると考えます。

これは、高品質な木材が豊富な本県だからこそ提案できる事業です。また、森林資源がきっかけとなり、生まれたつながりは、今動き始めているカーボンクレジットの導入等にもつながっていく可能性も出てくるのではと感じますし、これは、両者にとってウイン・ウインの関係性を築けると同時に持続可能な社会づくりに貢献できるものになると思います。

是非、全国に幅広いお付き合いのある知事のトップセールスも含め、全国の自治体に向けて本県に関連した森林環境譲与税の活用方法の提案をしてみるべきではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】
知事（佐竹敬久君） 瓜生議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、スポーツ環境の充実を生かした賑わいづくりのうち、公共交通の在り方であります。

新県立体育館の整備においては、プロスポーツの試合など、大規模なイベントがあった際、主催者がバス事業者等と協力し、秋田駅方面とのピストン輸送を行うほか、郊外の駐車場との間でパークアンドライド方式で輸送するなどにより、渋滞のないスムーズな移動を確保することに

しております。

施設の設定者である県としましては、このプロジェクトを秋田市中心市街地の賑わい創出に結びつけていただきたいと考えており、現在、進めているPFI事業者の選定手続においても、落札者決定に向けた評価項目の一つとして、まちづくりの観点から、周辺地域や中心市街地への回遊性向上による、域内の消費促進や地域の価値向上に資する提案を求めております。

今後、地域公共交通計画を担う秋田市に対し、採択された事業者からの提案を示しながら、しっかりと議論していただくなど、地元と一体となって、望ましい公共交通の在り方を模索してまいります。

次に、新県立体育館を中心とした賑わいづくりであります。

新県立体育館は、「秋田の元気を創造する拠点」として、県民のスポーツ利用だけではなく、八橋運動公園や周辺の賑わい創出に貢献することが期待されており、新体育館に近接して、県民の憩いの場となる緑地を整備するほか、エントランスを公園利用者に開放し、日常的に人が集まる施設とすることにしてまいります。

また、新体育館の整備・運営については、民間の創意工夫を生かすPFI手法により事業を進めており、民間事業者に対し、公園全体の賑わい創出に資する積極的かつ具体的な提案を求めているところであります。まちづくりの主体は、一義的には秋田市であります。地元、商業者や商工団体等も含め、周辺地域の関係者が将来ビジョンを共有し、連携して取り組んでいくことが重要であり、PFI事業者が決定し、施設整備や運営のプランが具体化する段階で、改めて市に協議を働きかけ、公園周辺の賑わい創出に向けて取り組んでまいります。

次に、持続可能な公共交通の実現であります。

地域の移動手段として自動運転技術を導入したバスなどについては、地域社会の高齢化や公共交通機関の担い手不足が進行する中、新たな移動サービスの創出につながる可能性を有しており、国では、無人自動運

転移動サービスについて、来年度を目途に、全国で五十か所程度の実装を目標に掲げ、約百か所で実証事業を支援しております。

本県においても、上小阿仁村や大館市で、国から手厚い支援を受け、特殊な車両による実証事業に取り組んでいるところであり、同村は、全国でも通年運行を実施している数少ない地域の一つとなっておりますが、一方で、降雪時においては安定的な運行が困難であるなど技術的な課題を有していると伺っております。

県としましては、こうした県内や他地域における実証事業の状況や、国による支援の動向を引き続き把握するとともに、実証事業を検討する市町村に対し、自動運転に係る知見や、その技術を有する事業者等に関する情報を提供することにより、取組が円滑に進められ、地域における公共交通ネットワークの維持・確保が図られるよう、サポートしてまいります。

また、高速道路以外の一般道における一般車での自動運転には、地域のような状況に関する膨大なデータが必要であり、データサイエンスの活用が不可欠である中、現在、国内自動車メーカーから、秋田大学に新設される情報データ科学部との間で、デジタル人材の育成に関する連携の提案がなされており、このような事例の積み重ねが自動運転の実現に寄与するものと思料しております。

次に、風力発電事業のうち、洋上風力発電事業者の地域貢献活動等であります。

地域への貢献活動については、発電事業者や国、県、当該地域の利害関係者である市町村、漁業関係者等で構成する法定協議会や、その円滑な進行のために設置した実務者会議において、適切に管理運営していくこととしております。

この実務者会議において、県自らが先頭に立ち、協調・共生策の効果が高く県内産業や地域の振興につながるよう、利害関係者等の意見をまとめ、その内容が法定協議会にしっかりと反映されるよう努めていると

ころであります。

こうした取組に加えて、発電事業者の持つ総合力やリソースを活用し、人口減少をはじめとする諸課題の解決に向けた施策を推進するため、昨年、独自に「洋上風力発電を契機とした秋田の未来づくり会議」を立ち上げ、県産品の販路開拓・拡大や一元化した広域観光情報の提供、中学校・高校でのキャリア教育支援などの地域貢献活動も行われております。県としましては、発電事業が行われる沿岸部だけではなく、内陸部を含めた全県域において、地域社会に活力と元気を与える取組を展開し、本県の持続的な発展につなげてまいります。

次に、市町村間の調整であります。

洋上風力発電設備に係る固定資産税は、一般海域における市町村の境界が設定されていないため、課税の主体が定まっていない状況にあります。

固定資産税の課税権は市町村にあることから、一義的には、市町村において協議すべきものでありますが、早期かつ円滑に協議が行われるよう、県では関係市町による「発電設備に係る固定資産税の円滑な課税に向けた研究会」を主催し、他県の参考事例を検証、分析しながら情報提供を行ってきたところであり、引き続き、早期の協議・決定を促してまいります。

また、地域共生策の実施に向けて設置される基金等の配分については、法定協議会において、まずは基金等を設置する関係市町と漁業者の間で協議するよう促しており、利害関係者間で合意した案について、法定協議会の中でしっかりと議論していくこととしております。

県としましては、基金や共生策も含めた事業計画の全体像を把握しながら、その実現に向けて、積極的に関係者間の調整が図られるよう努めてまいります。

次に、森林環境譲与税の活用であります。

森林環境譲与税の配分については、今年度から森林面積に応じた配分

率が引き上げられたところであり、まずは、本県の森林整備にしっかりと活用していくことが重要と考えております。

一方で、首都圏等の都市部にも譲与税が配分され、木材利用や山村地域との交流などに活用されております。

例えば、大館市と忠犬ハチ公でつながりのある渋谷区では、子育て拠点施設に大館産の木材が利用されているほか、国立市では、北秋田市との交流事業の中で、児童による植樹活動も行っております。

また、県では、首都圏の自治体や工務店向けに県産材の展示会を開催し、本県の強みである高度な木材加工技術や、多様な品ぞろえをPRしているところであります。

今後とも、様々なプロモーションの場を活用し、都市部での県産材の利用を積極的に働きかけるとともに、これまでの事例を示しながら、地域間交流を提案してまいります。

私からは以上でございます。

【理事（丹治純子君）登壇】

●理事（丹治純子君） 私からは、二点についてお答えいたします。

まず、寛容な社会づくりの推進のうち、過度な発信や誹謗中傷であります。

SNSによる誹謗中傷等は、個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害する行為として許されず、多様性に満ちた社会づくり基本条例においても認められないものであります。

こうした行為は、無意識であったり、相手側への影響を考えずに行われたりするケースもあるため、条例に基づき、差別的な行為の解消等にかかる指針を策定するとともに、リーフレット、啓発動画のほか、児童生徒向け副読本等において、具体例や注意すべき点などを分かりやすく示し、人権への適切な配慮について理解の促進を図っているところであります。

多様性に満ちた真に寛容な社会は、処罰や非難によってではなく、県

民一人一人が個人の尊厳の重要性を認識した上で、多様な文化・価値観を受け入れ、互いに認め合う意識が社会に根付くことよって実現されるものであることから、今後とも普及・啓発活動の充実や学習機会の提供等を通じ、人権意識の向上に努めてまいります。

次に、県民の寛容度の高まりと今後の取組であります。

今年度の県民意識調査では、差別的な言動を受けたと感じた者の割合は、前年度から七・九ポイント減少し、三七・七%と大きく改善しているほか、多様性に関する講演会や出前講座の際に行ったアンケート結果等も踏まえると、県民の寛容性への意識は一定程度高まっているものと認識しております。

一方で、県内の女性や首都圏在住の本県にゆかりのある若年女性との意見交換会では、無意識の思い込みや理解不足を要因とする不寛容な言動等がまだ地域には残っていることを伺っております。

こうしたことから、幅広い年代の県民が、無意識の偏見や思い込みに気づき、自らの行動変容につながるワークショップを県内三地区で新たに開始するなど、地域におけるジェンダーや世代間のギャップの解消等に向けた取組を実施しているところであります。

多様性を形づくる文化や価値観は時代とともに変化するものであるため、今後も関係機関との協議等を通じて問題点を把握しながら、包摂的な社会づくりに係る取組を積み重ね、条例が目指す、全ての県民が安心して暮らし、持続的に発展する秋田の実現を図ってまいります。

私からは以上であります。

【産業労働部長（石川定人君）登壇】

●産業労働部長（石川定人君） 私からは、風力発電事業のうち、県内企業への支援についてお答えいたします。

県では、建設から運転・保守までの各段階における県内企業の参入拡大を図るため、風車メーカー等とのマッチングや海外企業との業務経験の豊富なアドバイザーの派遣、受注に必要な認証の取得や訓練受講への

支援に加え、民間企業との連携によるトレーニング施設の整備など、人材育成に関する取組も進めているところであります。

今後、一般海域での事業が本格化する中で、建設段階においては、ブレード直径がこれまでの二倍の二百メートル以上、ナセル重量では四倍の七百トン以上と風車の大型化が進み、架台等の治具では大幅な重量増への対応が必要となるほか、ナセル内の電気キャビネット等の風車部品の数量が大きく増加することなどを踏まえ、県内企業では、工事や船舶関係での参入を見込み、既に大規模な投資を数社が行っており、他の分野においても大型化に対応した設備投資が求められるものと考えております。

また、運転・保守段階においては、沖合にある風車への船舶によるアクセスや海中構造物の巡視点検等、陸上風車とは異なる新たな技術が必要となることから、その技術習得への対応など、きめ細かな支援策の実施に加え、風車の大型化に対する支援の在り方を検討するなど、県内企業のステップアップに向けた取組を展開し、関連産業の振興と経済効果の最大化を図ってまいります。

私からは以上であります。

【建設部長（川辺透君）登壇】

●建設部長（川辺透君） 私からは、風力発電事業のうち、特殊車両許可申請についてお答えいたします。

これまでの特殊車両通行制度では、申請を受けた国や自治体が内容を審査し、必要に応じて関係する他の道路管理者への個別協議を行うため、許可までに時間を要することから、全国的にも許可手続の簡素化・短期化に関する要望の声が挙がっていることは、認識しております。

このため、国では、令和四年度より、あらかじめ登録された車両について、道路情報が電子化された道路を対象に、オンラインで即時に通行が可能となる「特殊車両通行確認制度」の運用を開始しておりますが、電子化されていない道路が多いことなどが課題となっております。

県としましては、行政事務のデジタル化の推進や、風力発電関連事業者も含めた、申請者の利便性向上を図るため、新制度の利用促進に向けた周知を行うとともに、道路情報の未登録区間の電子化について、国に對し要望してまいります。

私からは以上であります。

●八番（瓜生望議員） 私からは、二点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

まず一点目は、風力発電の固定資産税等の市町村間調整の部分です。これまで県も様々な情報提供をさせていただいたりですとか、様々な形でサポートをしながら進めていくという状況にあると思います。ただ、実際、本格的なものはこれからどんどん進んでいくのでしょうか、現場の声を聞いたところ、なかなかその協議が形になって進んでいる状況ではないというお話をお伺いしました。それで、やはり初めてやることで、特に、ここは秋田市、潟上市、男鹿市ということで、それぞれ市町村の規模が全く違うわけです。そういったときに、第三者が枠組みをつくった上で協議をしていく方が、潤滑に進んでいくものではないのかという旨の質問だったのですけれども、その辺のお考えをもう一度お聞かせください。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 今のところ、まだ風車の位置が確定していないので、それが確定しないことには、その延長線上がどこにあるかわかりませんので、まず風車の位置が確定してからでないと、具体的な協議はできないと思います。私が、かつて地方課長の時、男鹿市と、その当時の天王町の承水路で相当もめたのですよ。もう両方とも絶対譲らないと。そういう時には、最終的には話し合いというよりも強制的に、自治法上のルールによって県が決めるということがありますが——それに何年もかかったのですよ。できればですね、位置が決まった段階で、具体的に、すぐ協議に入るようなことにしながら、その前に、この種の事例は少な

いですけれども、全国の事例を集めまして、こういう場合はこうだというものを研究会で十分勉強しながら、スムーズにやっていきたいというのが今の状況です。

●八番（瓜生望議員） 先ほどの男鹿と旧天王の話ではないですが、今回も、長く時間もかけられないでしょうし、大きくもめて、これを後に引きずるといことがないように、県もしっかりとサポートをしていただければと思います。

そしてもう一点、丹治理事にお伺いします。今いただいた答弁で、不寛容な行動等がまだ地域には残っているということを伺っていると。実際、本当にそうだと思うのです。それで、今、ワークショップ等で様々活動していただいていると思うのですが、まだまだその広がりというものは部分的というか、まだまだそんなに大きくはなっていないと感じるところもあります。それで、これを一気に県民全員がというわけにはいかないでしょう、非常に難しい問題だとは思いますが、やはりもっと加速してやっていかなければいけないと思う中で、丹治理事が思う、その加速をさせる方法といますか、手段といますか、そういういったものがあればお聞かせください。

【理事（丹治純子君）】

●理事（丹治純子君） 加速の方法ということで極めて難しいと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、今年度は県内の三地区、三つの市でこういったワークショップを行うことになっておりまして、ここで得られた知見、手法を、他の市町村にも次年度以降広めていきたいと考えておりますので、そういった形で、ちよつと何年かかるかというのがありますけれども、県内に大きく広げていきたいと考えております。以上でございます。

●議長（北林正文議員） 八番瓜生望議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。